



太陽の城跡地暫定活用  
事業者募集要項

令和7年9月

岡 崎 市

## 目 次

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| はじめに .....                         | 1  |
| I 趣旨 .....                         | 1  |
| II 募集の概要 .....                     | 1  |
| 1 募集の方法 .....                      | 1  |
| 2 対象物件 .....                       | 1  |
| 3 許可期間 .....                       | 1  |
| 4 公募参加の資格 .....                    | 2  |
| 5 公募スケジュール .....                   | 2  |
| 6 質問及び回答 .....                     | 2  |
| 7 事業者の選定 .....                     | 3  |
| 8 事業者の決定の取消し .....                 | 4  |
| 9 その他 .....                        | 4  |
| III 応募に関する事項 .....                 | 5  |
| 1 応募書類について .....                   | 5  |
| 2 行政財産目的外使用許可の申請について .....         | 6  |
| IV 許可に関する事項 .....                  | 6  |
| 1 使用の方法 .....                      | 6  |
| 2 使用料の納付 .....                     | 6  |
| V 駐車場整備運営事業における仕様 .....            | 7  |
| 1 使用物件 .....                       | 7  |
| 2 使用用途 .....                       | 7  |
| 3 使用期間 .....                       | 7  |
| 4 駐車場の整備 .....                     | 7  |
| 5 駐車場の管理運営 .....                   | 8  |
| VI 有効活用事業に関する仕様 .....              | 8  |
| 1 使用物件 .....                       | 8  |
| 2 使用用途 .....                       | 9  |
| 3 使用期間 .....                       | 9  |
| 4 整備・管理運営 .....                    | 9  |
| VII 駐車場整備運営事業及び有効活用事業に共通する仕様 ..... | 10 |
| 1 土地の使用料 .....                     | 10 |
| 2 設置物について .....                    | 10 |
| 3 太陽の城跡地利用調整会議 .....               | 10 |
| 4 桜まつり及び花火大会の開催 .....              | 10 |
| 5 埋蔵文化財調査 .....                    | 10 |
| 6 使用許可の取消し又は変更 .....               | 11 |
| 6 原状回復 .....                       | 11 |

|      |                 |    |
|------|-----------------|----|
| 7    | 損害賠償 .....      | 11 |
| 8    | 費用負担 .....      | 11 |
| 9    | 制限事項 .....      | 11 |
| 10   | その他 .....       | 11 |
| VIII | 募集に関する問合せ先..... | 12 |

#### 【資料】

- 資料 1 物件調書
- 資料 2 公募スケジュール
- 資料 3 整備にあたっての条件
- 資料 4 管理運営にあたっての条件
- 資料 5 使用予定日
- 資料 6 行政財産目的外使用許可書（案）

#### 【様式】

- 様式 1 公募参加申込書兼誓約書
- 様式 2 役員名簿
- 様式 3 提案書
- 様式 4 質問書

はじめに

『乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画-QURUWA 戦略-』における「乙川エリア」は「自然と都市が交わる暮らし」の実現を目指しています。

太陽の城跡地は、そのエリア内の拠点の1つとして位置づけ、「川と地先が一体となったRF（リバーフロント）の拠点」、「市民が都市空間を楽しむための川と暮らすコンテンツの充実」を将来像とし、川と一体となったホテル等の施設整備を予定しています。ただし、現時点で具体的な整備時期が未定のため、暫定的な活用事業者を募集します。

関連計画等は以下のとおりです。

- ・乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画-QURUWA 戦略-  
[https://quruwa.jp/quruwa\\_cms/wp-content/uploads/R6\\_Qsenryaku.pdf](https://quruwa.jp/quruwa_cms/wp-content/uploads/R6_Qsenryaku.pdf)
- ・おとがわエリアビジョン  
[https://quruwa.jp/quruwa\\_cms/wp-content/uploads/vision\\_otogawa\\_area.pdf](https://quruwa.jp/quruwa_cms/wp-content/uploads/vision_otogawa_area.pdf)

## I 趣旨

岡崎市では、施設の適正な管理運営及び公有財産の有効活用を図ることを目的として、市民サービスの向上や地域の活性化等に繋がる、駐車場整備運営事業及び有効活用事業を行う事業者（以下、「事業者」という。）を公募します。事業者は地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産目的外使用許可（以下、「使用許可」という。）を受けて暫定活用を実施するものとします。

本市及びQURUWA地区の回遊の拠点となる駐車場の整備運営を必須とします。その上で対象物件の有効活用に加え、周辺エリアの活性化に向けた任意による提案を期待します。

この要項に定めのない事項は、すべて地方自治法、地方自治法施行令、駐車場法、駐車場法施行令、文化財保護法、岡崎市予算決算及び会計規則、岡崎市公有財産管理規則及び岡崎市税外収入の延滞金に関する条例、その他関係法令等の定めるところによって処理します。

## II 募集の概要

### 1 募集の方法

本市ホームページ等によって募集を行います。

### 2 対象物件

岡崎市明大寺本町1丁目1番1の一部、22番

詳しくは、「V 駐車場整備運営事業における仕様」及び「VI 有効活用事業における仕様」の「1 使用物件」及び資料1「物件調書」を御覧ください。

### 3 許可期間

令和7年10月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで（原状回復に必要な期間を含む。）

※駐車場整備運営事業は、許可開始日を令和 7 年 10 月 1 日(水)から令和 7 年 10 月 31 日(金)の間の提案があった日からとします。なお、整備についても許可開始日以降に行ってください。

※有効活用事業は、令和 7 年 10 月 1 日(水)以降の提案があった使用日について許可します。ただし、本募集時点で使用が決まっている日時については許可できません。

#### 4 公募参加の資格

事前審査を受け本審査対象と認められた者で、駐車場整備運営事業については、現在、本市内で有料時間貸駐車場を自ら設置運営する法人（岡崎市入札参加資格者名簿の登録の有無は問いません。）に限ります。なお、複数の事業者・団体等によるグループでの提案も可能です。また、駐車場整備運営事業のみの提案も可能です。ただし、1 者（組）につき、1 提案とします。その場合、使用許可は実際に活用を実施する申請者に対して行います（例：駐車場整備運営事業を A 社、有効活用事業を B 社が行う 2 者のグループで応募の場合、⑤区画は A 社、①区画は B 社に対して使用を許可します。）。許可された者以外による使用は認められません。

ただし、次の事項に該当する場合は参加できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3) 「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けている者
- (4) 政治団体、宗教団体またはそれに類する団体
- (5) 市税等の滞納がある者

#### 5 公募スケジュール

資料 2 「公募スケジュール」を御覧ください。

※応募の手続についても記載していますので、必ず御確認ください。

#### 6 質問及び回答

本公募をより効率的かつ効果的に運用するため、提案前の質問を受け付けます。受付期間は、令和 7 年 9 月 1 日（月）から 9 月 8 日（月）までです。質問がある場合は、様式 4 「質問書」を電子メール（[quruwa@city.okazaki.lg.jp](mailto:quruwa@city.okazaki.lg.jp)）により提出してください。

回答は令和 7 年 9 月 11 日（木）を予定しています。なお、全ての質問と回答内容は本市ホームページで公表します。

## 7 事業者の選定

### (1) 審査方法

#### ア 事前審査

本市において書類の事前審査を行います。参加資格の欠如、法令等の違反、書類の不備等により適切に審査を行うことができない場合または事業の履行が見込めないと判断した場合は審査の対象としません。審査の対象とならない場合は、令和7年9月29日（月）までにその旨の通知を行います。提出された書類は返却しません。なお、事前審査結果が合格の場合は、通知等の連絡はしません。

#### イ 提案に係る本審査

本市は提案の審査にあたり、選定委員会を設置します。選定委員会では、(2)で示す評価項目及び評価基準に沿って総合的に審査し、評価点の高い順に優先交渉権者及び次点者を選定します。

選定委員会の委員は以下のとおりです。提案者及びその関係者が、選定前までに選定委員会の委員に対して、本募集について接触を行った場合は、失格となる場合があります。

|    | 氏名    | 所属             |
|----|-------|----------------|
| 委員 | 富田 浩也 | 総合政策部企画課長      |
| 委員 | 中田 真也 | 都市政策部まちづくり推進課長 |
| 委員 | 奥田 信  | 都市基盤部公園緑地課長    |

### (2) 評価

#### ア 基準

| 評価項目           | 評価基準                                                                                                    | 配点 |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 実施方針           | ・実現性の高い提案内容であるか。<br>・近隣地域への配慮がされているか。<br>・事業目的や効果が明確であるか。                                               | 30 |
| 岡崎市の課題解決       | ・市民サービスの向上や地域の活性化に資する提案であるか。<br>・脱炭素先行地域内であることを踏まえ、環境に配慮された提案であるか。                                      | 15 |
| QURUWA 地区の課題解決 | ・『乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画-QURUWA 戦略-』を踏まえた（周辺エリアとの連携等）提案であるか。<br>・乙川河川緑地の地先として、かわまちづくりとの相乗効果を生み出しているか。 | 25 |
| 金額             | 「V 駐車場整備運営事業における仕様」及び「VI 有効活用事業における仕様」の「1 使用物件」及び資料1「物件調書」に記載の最低使用料を上回る目的外使用料の金額を提案するものとする。             | 30 |

|     |                                                                                                       |     |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|     | 採点は以下の算定式により算出する。なお、小数点以下第3位の数字を切り捨て、小数点第2位までを点数として算出する。<br>(当該応募における金額) ÷ (提案のうち最も高い応募における金額) × 30 点 |     |
| 合 計 |                                                                                                       | 100 |

#### イ 採点方法

「金額」以外の評価項目について、優れた工夫や配慮、独自性、革新性の高さについて、以下の4段階評価により採点します。

選定委員会の委員の採点を合計し委員数で割った値(評価点=選定委員会の委員の採点の合計÷委員数)を評価点とします。なお、評価点は小数点以下第3位の数字を切り捨て、小数点第2位までで算出します。評価点が同一であった場合は、「金額」の点数が高い者から優先交渉権者、次点者とします。金額も同一である場合には、選定委員会の協議により決定します。

なお、審査の結果によっては、優先交渉権者、次点者の一方または両方について、該当案なしとする場合があります。

| 評価 | 評価内容    | 採点      |
|----|---------|---------|
| A  | 特に優れている | 配点×1.00 |
| B  | 優れている   | 配点×0.75 |
| C  | 良好である   | 配点×0.50 |
| D  | 普通である   | 配点×0.25 |

#### (3) 結果通知及び公表

選定結果は、速やかに提案者に通知します。電話等による問い合わせには応じません。また、本市ホームページで公表します。

### 8 事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取消し、次点者を事業者に決定します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手續に応じなかった場合
- (2) 公募参加の資格を失った場合
- (3) (1)、(2)のほか、事業者が使用許可の相手方として不適当と認められる場合

### 9 その他

- (1) 提案者は、選定結果または本要項の内容等について、不明または錯誤等を理由に異議を申立てることはできません。
- (2) 主な責任の所在については、以下の負担区分とします。なお、リスク分担に疑義がある場合、またはリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、本市と事業者(優先交渉権者)が協議の上、負担者を決定するものとします。

| 種類                  |                    | 内容                                                                        | リスク分担 |     |
|---------------------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------|-------|-----|
|                     |                    |                                                                           | 市     | 事業者 |
| 応募<br>関連<br>リス<br>ク | 書類の<br>誤り          | 募集要項等、市が作成した書類に関するもの                                                      | ○     |     |
|                     |                    | 申請書等、提案者が作成した書類に関するもの                                                     |       | ○   |
|                     | 申請<br>コスト          | 応募の手続きや各種申請に関する一切の費用                                                      |       | ○   |
| 管理<br>運営<br>リス<br>ク | 資金の<br>調達          | 必要な資金の確保                                                                  |       | ○   |
|                     | 社会<br>変動           | 物価、人件費（最低賃金等）、事業者決定後の金利変動や当初の需要見込みと異なる状況等                                 |       | ○   |
|                     | 施設・設<br>備の損傷       | 瑕疵による施設・機器等の損傷                                                            |       | ○   |
|                     | 事業<br>変更           | 提案者の責任により、業務の全部又は一部を中止した場合又は業務内容を変更した場合                                   |       | ○   |
| 社会<br>的<br>リス<br>ク  | 第三者へ<br>の賠償        | 提案者の責めに帰すべき理由によるもの                                                        |       | ○   |
|                     |                    | 上記以外のもの                                                                   | ○     |     |
|                     | 地域、<br>利用者へ<br>の対応 | 地域との協調、利用者への対応に関するもの                                                      |       | ○   |
| 不可抗力                |                    | 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は提案者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象）によるもの | 協議    |     |
| 暫定活用期間<br>終了時の費用    |                    | 暫定活用期間が終了した場合、又は許可を取消した場合の原状復旧に関するもの                                      |       | ○   |

### Ⅲ 応募に関する事項

#### 1 応募書類について

##### (1) 応募書類

応募に必要な書類は次のとおりです。様式は、市ホームページからダウンロードできます。

※市 HP トップ＞市の組織＞まちづくり推進課＞太陽の城跡地暫定活用事業者募集

| 名 称                                                                                                               | 様式   | 必要部数  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------|
| 公募参加申込書兼誓約書                                                                                                       | 様式 1 | 各 1 部 |
| 役員名簿                                                                                                              | 様式 2 |       |
| 提案書<br>※見積書は有効活用事業を実施しない場合も、駐車場整備運営事業及び有効活用事業それぞれ提出してください。<br>※有効活用事業についての提案がある者については、使用面積が分かる図面（様式任意）の添付をしてください。 | 様式 3 |       |



|                                                                                                                           |   |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|--|
| 法人の登記事項証明書<br>(履歴事項証明書又は現在事項証明書)                                                                                          | — |  |
| 市税等納税証明書 (滞納のないことの証明)<br>※市内事業者は、本市のもの<br>※市外事業者は、所在地等のもの (本市において、法人市民税、固定資産税、軽自動車税の課税がある場合は本市のものも必要)<br>※国税、県税については不要です。 | — |  |

※証明書は、発行から 3 か月以内のものに限ります。

## (2) 留意事項

ア 受付期間は、令和 7 年 9 月 1 日 (月) から 9 月 24 日 (水) までです。受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までです (閉庁日を除く。)。なお、様式 1 及び 2 は令和 7 年 9 月 16 日 (火) までに提出してください。

イ 持参及び電子メール (quruwa@city.okazaki.lg.jp) のほか、郵送での提出も可能です。その場合でも令和 7 年 9 月 24 日 (水) の午後 5 時必着です (郵送により提出される場合は、配達証明郵便の御利用をお勧めします。)。なお、電子メールにより提出の場合は、応募書類を PDF 形式で提出してください。

ウ 提出された書類は、合否にかかわらず返却しません。

エ 参加資格の確認のために、岡崎警察署に様式 2 役員名簿を照会させていただきます。複数の事業者・団体等によるグループでの提案の場合は、その全ての事業者・団体等の役員を記載してください。

## 2 行政財産目的外使用許可の申請について

行政財産目的外使用許可申請書は、事業者に決定した者に様式を送付または送信します。

提出期限は、使用開始日の提案を踏まえて、本市と協議により決定します。受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです (閉庁日を除く。)

## IV 許可に関する事項

### 1 使用の方法

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産の目的外使用許可により行います。行政財産目的外使用許可書については、資料 6 「行政財産目的外使用許可書 (案)」を御覧ください。

### 2 使用料の納付

使用料は、本市が発行する納入通知書により支払うものとし、年度毎に、年額を一括で前払い納付するものとします。なお、納期限については、原則発行日から 20 日以内となります。

使用料を納期限までに納付しない場合は、岡崎市税外収入の延滞金に関する条例に基

づき延滞金が発生します。また、事業者の責に帰すべき理由による許可の取り消し又は事業者の都合により、許可期間内に許可を廃止または変更する場合において、使用料の返納は行わないものとします。

## V 駐車場整備運営事業における仕様

### 1 使用物件

| 所在地                           | 使用面積                            | 地目等                     | 最低使用料<br>(年額)           |
|-------------------------------|---------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 岡崎市明大寺本町1丁目1-1<br>(うち③区画) ※任意 | 1381.17 m <sup>2</sup><br>(③区画) | 登記地目：宅地<br>都市計画区域：市街化区域 | 10,219,926 円<br>(⑤区画のみは |
| 岡崎市明大寺本町1丁目22番<br>(⑤区画) ※必須   | 1013.02 m <sup>2</sup><br>(⑤区画) | 用途地域：商業地域               | 4,260,341 円)            |

- (1) 所在地、区画の位置等詳細については、資料1「物件調書」を御覧ください。
- (2) ⑤区画全体における駐車場整備運営事業は必須とします。ただし、③区画については任意で駐車場整備運営事業に使用できる区画とします。
- (3) ③区画についても全体の使用を基本としますが、区画の一部のみの使用も可能です。その場合、同区画内の使用しない部分を他者が利用できるよう出入口の共有や使用範囲を明確にして利用してください。
- (4) ③区画の沈砂池の部分も活用を希望する場合は、別途協議が必要となります。

### 2 使用用途

有料時間貸駐車場として整備し、機械による管理を行うものとします。その他、自動販売機やカーシェアリング、シェアサイクルポート、案内看板等の利用者の利便増進や本市及びQURUWA地区への回遊促進、周辺地域等との連携を目的とする附属物の設置も可能です。

### 3 使用期間

令和7年10月1日(水)から令和7年10月31日(金)までの間の提案があった日から令和9年3月31日(水)までとします。

### 4 駐車場の整備

- (1) 駐車場運営に必要な整備、機器購入等にかかる費用は事業者の負担とします。
- (2) 整備にあたっては、騒音や振動、生活時間等に配慮し、近隣住民及び通行人・通行車両への迷惑防止及び危険防止の対策に努めてください。また、防犯の面も考慮し、必要に応じて防犯カメラ等の設置も検討してください。
- (3) 整備にあたり近隣住民等からの問合せや相談等があった場合は、丁寧な対応に努めてください。
- (4) 必要に応じ、誘導員等を配置してください。

- (5) 使用期間中に機器の更新等を行う場合は、事前に市に相談してください。
- (6) 舗装等を行う場合、復旧時の仕様については、市と協議し決定してください。
- (7) (1)から(6)までのほか、整備の条件については、資料3「整備にあたっての条件」を御覧ください。

## 5 駐車場の管理運営

- (1) 導入機械についての指定はありませんが、精算機については電子決済に対応しているものにしてください。
- (2) 利用者からの問合せについて、24時間対応できるコールセンターを有し、緊急時は現地対応や遠隔操作等にて速やかに対応できるようにしてください。
- (3) 近隣住民に対する配慮をしてください（例：騒音、排気ガス、車両照明の反射、ごみ、進入車両の沿線道路への滞留等への対策を行う。）。
- (4) 近隣住民等からの問合せや相談等があった場合は、丁寧な対応に努めてください。
- (5) 駐車場で事故・事件が発生した場合は、当事者、警察等への対応を行うとともに、市へ報告してください。
- (6) 事業者の費用負担により、施設賠償責任保険に加入してください。
- (7) 防犯カメラで記録をする場合、データ等の個人情報については、万全の管理を行ってください。
- (8) 混雑防止のため、必要に応じて駐車場情報やその混雑状況のウェブ上での配信を検討してください。ウェブ上で配信する場合、本市がスマートシティの一環としてQURUWA 地区内にあるフリッジ駐車場となりうる公共と民間の駐車場情報の集約と発信を目的として推進するPPParkへの掲載も検討してください。
- (9) (1)から(8)までのほか、管理運営の条件については、資料4「管理運営にあたっての条件」を御覧ください。

## VI 有効活用事業に関する仕様

### 1 使用物件

| 所在地                                                            | 使用可能<br>面積                                                                                            | 地目等                                  | 最低使用料<br>(日額)       |
|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|---------------------|
| 岡崎市明大寺本町1丁目1番1<br>(うち①、②区画、駐車場整備運営<br>事業で使用しない場合③区画含<br>む) ※任意 | 1162.62 m <sup>2</sup><br>(①区画)<br>1114.97 m <sup>2</sup><br>(②区画)<br>1381.17 m <sup>2</sup><br>(③区画) | 登記地目：宅地<br>都市計画区域：市街化区域<br>用途地域：商業地域 | 11 円/m <sup>2</sup> |

- (1) 所在地、区画の位置等詳細については、資料1「物件調書」も御覧ください。
- (2) 有効活用事業は任意とします。

- (3) 駐車場整備運営事業で③区画を使用しないまたは一部のみ使用する場合には、有効活用事業でも活用可能とします。
- (4) 各区画全体の使用を基本としますが、区画の一部のみの使用も可能とします。その場合、同区画内の使用しない部分を他者が利用できるよう出入口の共有や使用範囲を明確にして利用してください。また、使用範囲とその面積が分かるよう提案してください。
- (5) 事業者から提案があった日時の使用を優先しますが、それ以外の空いている日時においては、使用希望者がいる場合、先着順で使用者を決定します。
- (6) ②・③区画の沈砂池の部分も活用を希望する場合は、別途協議が必要となります。

## 2 使用用途

乙川河川緑地において実施される「かわまちづくり」及び周辺の公共施設（乙川河川緑地や殿橋テラス、明代公園等）と連携した活用等によって、土地を有効活用するものとします。ただし、使用物件は河川保全区域であるため、設置物を要する場合は制限がかかります。詳しくは河川管理者へお問い合わせください。

## 3 使用期間

令和7年10月1日(水)から令和9年3月31日(水)までの間の提案があった使用日について許可します。使用日を明確にして提案してください。ただし、本募集時点で使用が決まっている日時（資料5「使用予定日」参照）については許可できません。

提案時の使用予定日から変更を希望する場合は、原則変更後の使用予定日の1か月前までに市に連絡をしてください。なお、評価項目に金額要件を求めている関係上、使用日数が減ったことによる使用料の返還は行いません。使用日数が提案時から増える場合は、追加の使用料が発生します。

## 4 整備・管理運営

- (1) 必要な整備、機器購入等にかかる費用や設備費、業務経費（光熱水費含む。）等の運営にかかる費用は事業者の負担とします。
- (2) 騒音や振動、生活時間等に配慮し、近隣住民及び通行人・通行車両への迷惑防止（例：騒音、煙や臭い、ごみ、進入車両の沿線道路への滞留等への対策を行う。）及び危険防止の対策に努めてください。
- (3) 近隣住民等からの問合せや相談等があった場合は、丁寧な対応に努めてください。
- (4) 必要に応じ、誘導員等を配置してください。
- (5) 本事業における事故・事件が発生した場合は、当事者、警察等への対応を行うとともに、市へ報告してください。
- (6) 乙川河川緑地におけるイベントは1年ごとに計画されています。本募集の趣旨を踏まえ、競合関係ではなく相乗効果が生み出せるよう検討してください。

- (7) 河川保全区域内（①区画の一部）で土地の掘削、盛土または切土など土地の形状を変更する行為、工作物を新築または改築を行う際には、河川管理者の許可が必要な場合があります。

## VII 駐車場整備運営事業及び有効活用事業に共通する仕様

### 1 土地の使用料

行政財産目的外使用料は、公募により決定した事業者の提案金額とします。

### 2 設置物について

使用物件を安全に利用するため、カラーコーン等を設置しています。提案内容に支障となる場合、事業者の負担により撤去処分してください。なお、カラーコーン及びトラバー、点滅灯は市に返却し、木杭及びトラロープは事業者にて処分してください。

### 3 太陽の城跡地利用調整会議

選定された提案内容は、本市が主催する「太陽の城跡地利用調整会議」に諮ります。事業者は当会議に出席して、提案内容を説明してください。提案内容に対し、当会議に出席する周辺地域住民の代表者や乙川河川緑地の指定管理者等から意見が出た場合、その意見を参考に近隣地域への配慮に努めてください。なお、事業者決定後の初めの会議は、10月10日（金）10時～11時に開催しますので出席してください。

### 4 桜まつり及び花火大会の開催

桜まつりや花火大会の開催にあたり、以下の点について協力してください。また、次の開催内容が未定のため、詳細は本市と協議してください。

#### (1) 桜まつり

例年3月下旬から4月上旬の3週間程度で桜まつりを開催しています。期間中の特に休日は周辺道路の混雑が予想されるため、予約制駐車場の導入等の対策を講じてください。また、例年4月第一日曜に家康行列を実施するにあたり、本物件東側の県道岡崎幸田線の一部の交通規制を行います。

#### (2) 花火大会

例年8月第一土曜に花火大会を開催し、周辺道路の交通規制を行います。交通規制中は自動車の出入りは一切できませんので事前周知等の対策を講じてください。また、花火大会当日及び開催日前後1か月程度は、準備・片付け等により①区画の全部またはその一部及び②区画が使用できません。

### 5 埋蔵文化財調査

包蔵地内での開発行為には、文化財保護法に基づく調査必要となる場合があります。詳細は本市と協議してください。

## 6 使用許可の取消し又は変更

次の項目のいずれかに該当する場合、使用許可を取消し又は変更する場合があります。

- (1) 選定に関し、不正な行為又は虚偽の申請があったと判明した場合
- (2) 法令の規定、本要項等に記載された内容に違反した場合
- (3) 事業の継続が困難と市が判断した場合
- (4) その他、市と事業者が協議し、取消し又は変更が妥当と判断した場合

## 6 原状回復

事業者は事前に原状回復に必要な期間を市に通知し、許可期間の終了日までに完了するものとします。また、原状回復工事終了後には、市と立会をし、確認を行うものとします。

市が使用許可を取消した場合は、事業者は市が指定する期日までに使用物件を原状回復して返還しなければなりません。

ただし、事前に本市の承認を受けた場合は、この限りではありません。

## 7 損害賠償

事業者は、使用許可書及び本要項等に定める義務を履行しないことにより、市及び使用物件等に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければなりません。

## 8 費用負担

本事業の整備及び管理運営に関する費用（各種届出に関する費用含む。）は全て事業者の負担とします。なお、光熱水費等については、必要に応じ事業者が契約し、直接、契約先へ支払うものとします。

## 9 制限事項

### (1) 転貸等の禁止

本事業の整備及び管理運営する権利を第三者に譲渡、転貸することは禁止します。

### (2) 法令等の遵守

駐車場法等の関連法令（関連する施行令、規則、条例等を含む。）を遵守し、必要となる許認可の取得、届出、点検その他の法令等に定める事項を実施しなければなりません。

## 10 その他

### (1) 届出事項

次に該当する場合は、事業者は書面により速やかに市に届出てください。

- ・本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき。
- ・地位について相続又は合併による包括承継その他の変動を生じたとき。
- ・本許可に伴い設置する機器を変更するとき。

(2) その他

この要項に定める事項のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度、市と事業者で協議するものとします。

VIII 募集に関する問合せ先

岡崎市まちづくり推進課 QURUWA 戦略係

住 所 岡崎市十王町二丁目 9 番地 岡崎市役所西庁舎 1 階

電話番号 0564-23-7421

E-mail quruwa@city.okazaki.lg.jp